

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

生活環境部 保険年金課

許認可等の内容		こども医療費助成の決定
根拠法令等及び条項		栃木市こども医療費助成に関する条例施行規則第5条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審 査 基 準	根拠条項	栃木市こども医療費助成に関する条例第5条、第6条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市こども医療費助成に関する条例抜粋                      (償還払いによる助成)</p> <p>第5条 市長は、県外の医療機関等での受診その他やむを得ない事由により、助成対象者が一部負担金等を医療機関等に支払った場合には、助成対象者の申請に基づき、当該一部負担金等の額に相当する額を助成することができる。</p> <p>(申請期間)</p> <p>第6条 前条の規定による申請は、対象こどもが保険給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内に行わなければならない。</p>	